

# 生活支援ハウス 丘の家 利用約款

## 第1条（約款の目的）

社会福祉法人せいひ会 丘の家（以下、「事業者」という）は、西海市長より高齢者生活支援ハウス運営事業利用決定通知を受けた者（以下、「利用者」という）に対し、西海市高齢者生活支援ハウス運営事業実施条例施行規則並びに生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）運営事業実施要綱（平成12年9月27日厚生省老発第655号厚生省老人保健福祉局長通知別紙）に基づき、安心して健康で明るい生活を送れるよう支援することを目的として、介護支援機能、居住機能及び交流機能、並びに附帯するその他のサービスを総合的に提供し、一方、利用者は高齢者生活支援ハウス運営事業利用負担金決定通知により通知された負担金のほか、事業者に対し当該サービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

## 第2条（有効期間）

この約款の有効期間は、生活支援ハウス丘の家利用同意書を事業者へ提出した日から、利用者が高齢者生活支援ハウス運営事業利用廃止通知書を受けた日までとします。

## 第3条（サービス内容及びその提供）

1 事業者は、以下の各号に定めるサービスを基本サービスとして提供します。

- ① 住居の提供
- ② 各種相談、助言を行うとともに緊急時の対応
- ③ 利用者が、通所介護、訪問介護等介護保険サービス及び保健福祉サービスを必要とする場合に、必要に応じた、利用の手續の援助等
- ④ 利用者と地域住民との交流を図るための各種事業及び交流のための場の提供
- ⑤ 階段、廊下等の共用部分の清掃、及び共用部分に係る消耗品の補充

2 事業者は、利用者の選択に基づき、以下の各号に定めるサービスを附帯サービスとして提供します。

- ① 食事（朝食・昼食・夕食）の提供

## 第4条（利用料金）

事業者が提供するサービスに対する料金規程は【別紙1】のとおりです。

## 第5条（費用負担）

1 事業者及び利用者は、別表「補修費負担区分表」（以下、「補修区分」という）に基づいて必要な修繕を行わなければならない。ただし、利用者の故意または過失が

原因で住居を汚損、破損した場合は利用者の負担とします。

2 前項の規定に基づき事業者が修繕を行う場合において、利用者は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができません。また、その場合、住居の使用上の制約に関し、事業者はその責めを負わないものとします。

3 利用者は利用期間にかかわらず基本補修費用として、畳の表替、建具の張替、ハウスクリーニング費用を負担することとします。

## 第6条（禁止事項）

利用者は、以下のことをしてはなりません。

- ① 住居の全部もしくは一部を第三者に転貸（同居、共同使用等を含む）すること。
- ② 住居の増築、改築、改造もしくは模様替え、また、敷地内における工作物の設置を行うこと。
- ③ 住居の内外において危険な火気、可燃物等の取扱行為や危険な行為、騒音、悪臭の発生その他近隣の迷惑になる行為や、衛生上有害となる行為並びに、住居に損害を及ぼす行為をすること。
- ④ 住居の内外において、動物の飼育をすること。（犬・猫を含む。）
- ⑤ 本建物の階段、廊下等の共用部分及び敷地内に物を置き、独自に占有使用すること。

## 第7条（損害の賠償）

1 利用者は、故意、または過失により住居に破損、汚損その他損害を与えたときは、直ちに損害の全部を事業者に対し賠償するとともに近隣、その他第三者に損害を与えたときはその一切の損害を賠償しなければなりません。

2 利用者は利用者の責任以外の火災、盗難、その他諸設備の故障による事業者の損害もしくは、本建物の居住を不可能にするような非常事態の発生によるこの損害については責任を負いません。

## 第8条（有効の消滅）

天災地変等により、住居が滅失もしくは建物としての効用を失ったとき、本約款の有効は当然に消滅します。

## 第9条（利用の解除）

1 利用者は、事業者に対して、1ヶ月前までに文書で通知することにより、この約款に基づく利用を解除することができます。ただし、1ヶ月前までに解除の予告のない場合には、予告日より起算して1ヶ月分の利用料金

相当額を事業者に支払うものとします。

2 利用者は、以下の各号に該当する場合はいつでもこの約款に基づく利用を解除することができます。

- ① 事業者が正当な理由なしにサービスの提供を行わない場合
- ② 事業者が守秘義務に反した場合
- ③ 事業者が利用者やその家族に対して社会通念を逸脱した行為を行った場合
- ④ 事業者が解散した場合
- ⑤ その他事業者がこの約款に定めるサービス提供を正常に行い得ない状況に陥った場合

3 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して1ヶ月間の予告期間を置いて理由を示した文書で通知することによりこの約款に基づく利用を解除することができます。

4 事業者は、以下の各号に該当する場合はいつでもこの約款に基づく利用を解除することができます。

- ① 利用者がこの約款に定める利用料等の支払を2ヶ月以上遅延し、文書による利用料等の支払催告を行ったにもかかわらず、催告の日から14日以内にその支払がなかった場合
- ② 利用者またはその家族などが事業者や従業員に対して、この約款に基づく利用を継続しがたいほどの不信行為を行った場合

5 次の事由に該当した場合は、この約款に基づく利用は自動的に終了します。

- ① 利用者が生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）運営事業利用廃止通知書を受けた場合
- ② 利用者が医療機関に入院し、あるいは介護保険施設へ入所し、3ヶ月以上経過した時点で、1ヶ月以内の退院あるいは退所の見込みがない場合。
- ③ 利用者が死亡した場合。

第10条（原状回復及び明け渡し）

1 利用者は、この約款に基づく利用が終了し、住居を明け渡すときは遅滞なく、現状に回復して退去しなければなりません。この場合、利用者は事業者に対して立退料、移転料、損害賠償その他等の名義をもってするを問わず、この約款に基づく以外の一切の請求をしないものとします。

2 前項の明け渡しの後、住居及び敷地内に利用者が残地したものがあるときは、利用者がその所有権を放棄し

たものとし事業者はこれを随時、任意に処分撤去できます。処分費用については利用者の負担とします。

第11条（立入り）

事業者または事業者特に指定された者は、緊急事態の発生及び住居の防火、構造の保全及び管理上得に必要なときは、住居内に立入りこれを点検し、適宜の措置をとることができるものとします。

第12条（秘密保持）

1 事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務はこの約款に基づく利用終了後も同様です。

2 事業者は、利用者またはその家族から予め文書で同意を得ない限り、居宅介護支援事業者等に対して、利用者または当該家族の情報提供を行いません。

第13条（事故発生時の対応及び賠償責任）

1 事業者は、サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

2 事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

第14条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供したサービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

第15条（善管注意義務）

事業者は、サービスを提供するにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

第16条（本約款に定めのない事項）

本約款に定めのない事項については、西海市高齢者生活支援ハウス運営事業実施条例施行規則その他諸法令の定めるところを尊重し、双方誠意を持って協議のうえ定めます。

第17条（裁判管轄）

利用者と事業者は、本約款に基づく利用に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一管轄裁判所とすることを予め合意します。

## 別表

補修費負担区分表

| 項目                     |                    | 内容                             | 負担者 |     |
|------------------------|--------------------|--------------------------------|-----|-----|
|                        |                    |                                | 事業者 | 利用者 |
| 建物と外回り                 | 建物主要部分             | 壁、屋根、柱、基礎等の修理、取替               | ○   |     |
|                        | 雨樋                 | 修理、取替                          | ○   |     |
|                        |                    | ゴミ詰まりの清掃、簡単な調整                 |     | ○   |
|                        | 門扉、塀、ベランダ等         | 老朽による塗装、修理、取替                  | ○   |     |
|                        | 窓、網戸、扉等            | 窓の鍵付修理、窓枠の修理、本体の取替             | ○   |     |
|                        |                    | 窓ガラスの取替、鍵の補修・取替・網戸の鍵付・補修、網の張替  |     | ○   |
|                        | 庭                  | 定期的な剪定、大掛かりな害虫駆除・消毒            | ○   |     |
| 除草、部分的な害虫駆除・消毒         |                    |                                | ○   |     |
| 占有住居部分                 | 壁・天井・床             | 自然的老朽及び下地・骨組に関わる補修             | ○   |     |
|                        |                    | 傷、汚れ、カビ等の表面的な清掃、塗装、張替          |     | ○   |
|                        | 建具                 | 本体の調整、取替、枠組の調整                 | ○   |     |
|                        |                    | 蝶番の調整、襖の張替                     |     | ○   |
|                        | 畳                  | 老朽による畳床の取替                     | ○   |     |
|                        |                    | 畳表の取替・裏替                       |     | ○   |
|                        | 電熱式コンロ・換気扇         | 老朽等による本体の修理、取替                 | ○   |     |
|                        |                    | 調整、清掃                          |     | ○   |
|                        | 流し台・吊棚             | 老朽による修理・取替                     | ○   |     |
|                        |                    | 付属部品の調整・補修、取替（水道蛇口のパッキン取替等）    |     | ○   |
|                        | ユニット式洗面台           | 老朽による修理・取替                     | ○   |     |
|                        |                    | 付属部品の調整・補修、取替（ゴム栓、鎖、蛇口パッキング等）  |     | ○   |
|                        | 便器・タンク             | 老朽等による本体の修理、取替                 | ○   |     |
|                        |                    | 便座、フタ及び蝶番の調整・修理                |     | ○   |
|                        |                    | 消耗部品の補修、取替、給水管等の締付調整、配水管の詰り補修  |     | ○   |
|                        | 壁・床・天井             | 老朽による大修理                       | ○   |     |
|                        |                    | 目地の部分補修、カビの清掃                  |     | ○   |
|                        | 電気設備               | 基本配線の補修、漏電の補修、ブレーカー等の補修        | ○   |     |
|                        |                    | 電気笠、電球、コンセント、スイッチ、テレビ端子等の補修、取替 |     | ○   |
|                        | 給排水設備              | 基本配管の補修、取替                     | ○   |     |
| パッキング等の部品取替、締付、排水詰り補修等 |                    |                                | ○   |     |
| ナースコール                 | 本体取替、調整、修理         | ○                              |     |     |
| カーテンレール、タオル掛け等         | 修理、取替、固定           |                                | ○   |     |
| 共用部分・共用設備              | 修理・取替、調整・補修・清掃、その他 | ○                              |     |     |

※ 利用者の故意または過失が原因で汚損、または破損した場合は、利用者の負担となります。

【別紙1】

生活支援ハウス丘の家 料金規程

1. 利用者負担金

高齢者生活支援ハウス運営事業利用負担金決定通知により通知された金額となります。西海市へ納入する負担金ですが、施設へ払い込むことにより納入に替えます。

<参考>

| 対象収入による階層区分 |                         | 消費税 | 利用者負担額   |
|-------------|-------------------------|-----|----------|
| A           | 1,200,000円 以下           | 非課税 | 0 円      |
| B           | 1,200,001円 ~ 1,300,000円 |     | 4,000 円  |
| C           | 1,300,001円 ~ 1,400,000円 |     | 7,000 円  |
| D           | 1,400,001円 ~ 1,500,000円 |     | 10,000 円 |
| E           | 1,500,001円 ~ 1,600,000円 |     | 13,000 円 |
| F           | 1,600,001円 ~ 1,700,000円 |     | 16,000 円 |
| G           | 1,700,001円 ~ 1,800,000円 |     | 19,000 円 |
| H           | 1,800,001円 ~ 1,900,000円 |     | 22,000 円 |
| I           | 1,900,001円 ~ 2,000,000円 |     | 25,000 円 |
| J           | 2,000,001円 ~ 2,100,000円 |     | 30,000 円 |
| K           | 2,100,001円 ~ 2,200,000円 |     | 35,000 円 |
| L           | 2,200,001円 ~ 2,300,000円 |     | 40,000 円 |
| M           | 2,300,001円 ~ 2,400,000円 |     | 45,000 円 |
| N           | 2,400,001円 以上           |     | 50,000 円 |

2. その他の料金

| 内 容 等   |  | 消費税 | 金額(消費税抜き)  |
|---------|--|-----|------------|
| 共益費     | 共用部分における水光熱費・日用消耗品費・教養娯楽費他                             | 非課税 | 15,000 円/月 |
| 電気代     | 居室ごとに設置されたメーターにより計量された電気料金<br>(毎月定期に計量させていただきます。)      | 課税  | (実 費)      |
| 食事サービス費 | 食事(朝食、昼食、夕食)の提供を希望された場合の料金<br>(お預かりし、給食提供者へ一括して支払います。) | 課税  | 45,000 円/月 |

※消費税課税の場合、消費税法の規定により、別途消費税及び地方消費税を徴します。

● 料金の支払方法

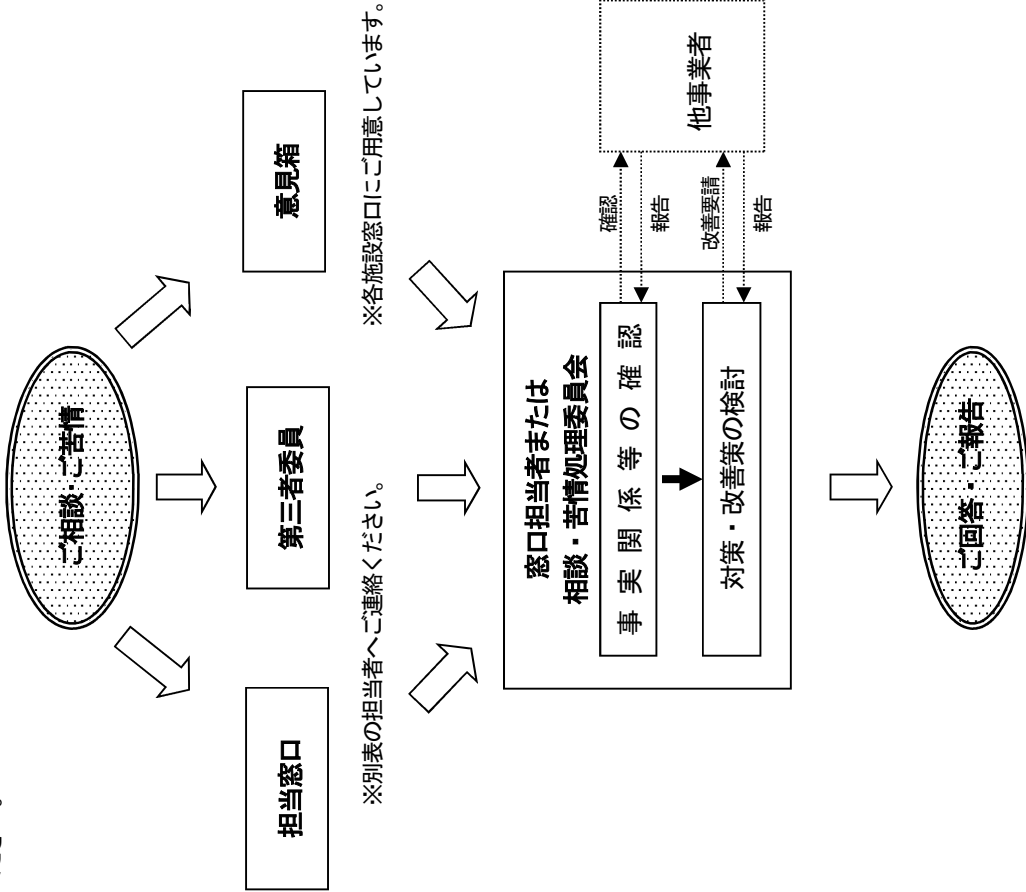
料金は、月ごとの清算とし、毎月末で締め、翌月5日までに請求しますので、請求月の15日までに、以下のいずれかによりお支払いください。なお、支払いに係る手数料は利用者負担でお願いいたします。また施設は、料金の支払を受けたときは領収書を発行します。再発行できませんので大切に保管ください。

|       |   |
|-------|---|
| ▷口座振替 | 事前に、所定金融機関(十八銀行ならびに親和銀行)への手続きが必要です。口座番号等のわかるものと通帳印をお持ちいただき、窓口でお申し込みください。手続き後は、請求月の15日(土日祭日にあたる場合はその翌日)に請求金額が口座から振り替えられます。 |
| ▷銀行振込 | 利用料請求明細書に記載の口座へお振込みください。  |
| ▷現金   | 各施設窓口へ現金をお持ちください。なお、現金の取り扱いは、毎月5~15日の午前9時から午後4時までです。これ以外の期間では、銀行振込にてお願いします。   |

【重要事項説明書・別紙3】

ご相談・ご苦情について

社会福祉法人せいひん会では、より質の高い開かれたサービスの提供を目指すため、皆様のご相談・ご苦情に、迅速かつ適切に対応できる体制を、下記のとおり整えております。下記の窓口または意見箱をご利用いただき、何なりとお申し付けください。



※別表の担当者へご連絡ください。

※各施設窓口にご用意しています。

【担当窓口】 FAX 0959-27-1360 電子メール info@seihikai.or.jp

| 事業拠点(・事業)    |                                   | 担当者          | 電話番号              |
|--------------|-----------------------------------|--------------|-------------------|
| シニアヴィレッジせいひん | ・介護老人保健施設(短期療養含む)<br>・通所リハビリテーション | 貞松浩司         | (0959)<br>28-1100 |
|              | ・認知症対応型共同生活介護                     | 横瀬新太郎        |                   |
| せいひん中央クリニック  | ・訪問看護・居宅療養管理指導<br>・訪問リハビリテーション    | 本元人          | (0959)<br>28-1190 |
| コミュニティセンター元亀 | ・地域密着型通所介護<br>・生活支援ハウス・居宅介護支援     | 森圭介          | (0959)<br>27-1064 |
| 風和の里         | ・介護老人福祉施設(短期生活含む)<br>・訪問介護        | 吉野公崇<br>平井洋子 | (0959)<br>29-7170 |
| 寿限無          | ・介護老人福祉施設(短期生活含む)<br>・小規模多機能型居宅介護 | 岩下孝子         | (095)<br>884-0080 |

【苦情等解決責任者】

| 職氏名       | 連絡先   |
|-----------|---|
| 理事長 吉野サト子 | 長崎県西海市西彼町中山郷2116番地<br>TEL. 0959-27-1064 FAX. 0959-27-1360 |

【第三者委員】

| 委員              | 連絡先   |
|-----------------|---|
| 山下 肇<br>(弁護士)   | 山下肇弁護士事務所<br>長崎県長崎市中町2番2号 興士会館9階<br>TEL. 095-821-3218 FAX. 095-824-2255 |
| 前田 俊昭<br>(法人監事) | グループホームながよ<br>長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷592番地<br>TEL. 095-887-5810 FAX. 095-887-5813 |

なお、下記公共機関窓口でも相談・苦情を受付けています。

- 西海市保健福祉部長寿介護課 ☎(0959)37-0024 各市町村の介護保険担当窓口でも受け付けています。
- 長崎市高齢者すこやか支援課 ☎(095)829-1146
- 長崎県国民保険連合会 ☎(095)826-1599